

広報みなみぼうそう Minamiboso

4

2019
No. 157

増間の「御神的(おまと)神事」

稲作の豊凶を占う歩射(ぶしゃ)の神事が増間の日枝神社で行われました。

表紙写真詳細は8P

特集 南房総市の補助金	2
南房総市職員人事異動	6
健康だより 平成31年度健診(検診)日程	9
平成31年度子どもの定期予防接種	10
ゴールデンウィーク中のごみの持ち込み日程	13
全国健康保険協会千葉支部からのお知らせ	15

特集 皆さんの暮らしをサポート!

南房総市の補助金の一部をご紹介します

再チャレンジ奨学資金 起業、再就職のための「まなび」を応援します

起業、再就職を目指す人が、技術や知識を身に付けるために就学する場合や国家資格取得のための教育を受ける場合に奨学資金をお貸しします。

貸付対象者

次のいずれにも該当する人。

- 市民および市民の子または兄弟姉妹
- 貸付日において25歳以上60歳未満の人(ただし、雇用主の都合により解雇された人、児童扶養手当第4条の支給要件に該当する人はこの限りではありません。)
- 将来市内に住所を有し、かつ就職し、または本市において起業しようとする人
- 大学などに在学する人または国家資格(自動車運転免許を除く)取得に必要な教育を受ける人

貸付額および貸付期間

月額6万円以内(1万円単位)最短3か月から最長3年まで。

貸付対象経費

修学・国家資格取得に必要な修学に係る経費(入学金、学費、教材費)。

返還の期間

貸付期間の倍の期間まで。

返還が免除になる場合

【全額】市内に住所を有し、かつ市内で起業し、継続して事業を行っていた期間が1年に達したとき。

【半額】市内に住所を有し、かつ就業し、継続して就業した期間が貸付期間に達したとき。

連帯保証人 1人

問 商工課
☎33-1092



中小企業人材育成事業補助金

企業の人材育成やスキルアップを応援します

市内の中小企業者が、技術力や経営力の強化を図るための研修受講や資格取得のための検定に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

市内の中小企業で次の全ての条件を満たすもの。

- 日本標準産業分類のうち市指定の業種であること
- 市内で継続して1年以上事業を営んでいること
- 市税を滞納していないこと

補助の対象となる経費

人材育成事業計画に基づき補助対象者が費用負担する研修の受講料、資格取得のための検定料 ※研修受講に伴う交通費・宿泊費・消費税は対象となりません。

補助率および補助金額

補助の対象となる経費の2分の1以内。1事業者あたり年間20万円まで。

問 商工課 ☎33-1092

Uターン者就業奨励金

移住して市内企業に就業した人を応援します

東京圏から南房総市へ移住し、6か月以上市内企業に勤めている人に20万円の奨励金を交付します。

交付対象者

次のいずれにも該当する人です。

- 東京圏に居住していた人で、市内に転入した人
- 市内の事業所に新規で就職し6か月以上継続して雇用されていること
- 雇用保険、健康保険に加入していること
- 市税を滞納していないこと

奨励金の額

1人あたり20万円(1回限り)。

問 商工課 ☎33-1092



中小企業新事業及び雇用創出支援事業

新分野への参入や起業に伴う
設備投資・雇用に対し補助します

中小企業者が行う新たな事業などを支援するため、市が認定した事業の設備費と新たな雇用(市民に限る)に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

受付期間／5月16日(木)～5月31日(金)

対象者／市内に本店があり、継続的に市内で事業活動を行う法人格を持った中小企業者など。

設備費補助

対象事業

①新分野参入支援事業

現在の活動と形態が異なった分野に進出または転換するもの

②起業家支援事業

新たな法人を設立し、事業を展開していくもの

③農商工連携支援事業

市内の農林水産物を活用し、事業を展開していくもの

補助率 補助対象経費の30%以内(建物については、その取得にかかった経費の10分の1が補助対象経費)。

補助限度額／500万円

補助対象経費200万円以上(補助金額60万円以上)の事業が該当になります。複数年計画の設備導入は、初年度のみ補助対象です。

④情報通信関連企業支援事業

情報通信関連事業者が経営基盤の強化を図るもの。補助率、補助限度額はお問い合わせください。

雇用補助

設備整備完了後、市民の雇用に対し、補助金を交付します。設備費の補助金額により、補助対象になる雇用の人数が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

①新規雇用の補助金額・補助限度額

1人につき年間60万円 交付年数：1年

②配置転換の補助金額・補助限度額

1人につき年間60万円 交付年数：1年

申請方法

事業実施計画承認申請書に次の書類を添付し、受付期間内に商工課まで提出してください。

添付書類

事業実施計画書・収支計画書・雇用計画書・経営計画書・資金計画・スケジュール表・定款・履歴事項全部証明書・決算書(写)・納税証明書・許認可関係書類(写)・図面および見積書・その他事業内容の説明資料など

※その他詳細については、4月下旬にホームページなどで公表される募集要領にてご確認ください。

問 商工課 ☎33-1092

起業家支援事業

地域を活性化する新たな起業に伴う設備投資などに対し補助します

市内で新たに事業を起こす起業家(個人も含む)の皆さんが事業所の新築、改修、起業に必要な備品購入、事業所の賃借などに係る経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

起業する人(次の①～③に該当する人)または、起業の日から3年を経過しない人。

①事業を営んでいない個人が所得税法第229条の開業届を提出し事業を行うもの

②事業を営んでいない個人が法人を設立し事業を行うもの

③市外で事業を営んでいる個人または法人が市内に事業所を移転し事業を行うもの

補助の対象となる経費

- ・事業所の新築、改築にかかる経費
- ・事業所などの開設に係る設備・備品購入費など

(消耗品費および税の性質を有するものを除く)

- ・事業所などの賃借料(駐車場代含む)

補助率

補助対象経費の30%以内の額〔補助対象経費が20万円以上(補助金6万円以上)の事業が該当〕

補助額

①子育て世帯(申請時において15歳以下の者を扶養している人)または若年者(39歳以下) 上限は60万円

②転入する子育て世帯(安房郡市外に引き続き3年以上居住している人に限る) 上限は100万円

③その他 上限は30万円

※申請方法などについては、ホームページで掲載する募集要領にてご確認ください。

問 商工課 ☎33-1092

農林水産物利用促進事業補助金

商品開発や契約栽培を行う
農業者などを支援します

市内で産出される農林水産物の利用促進を図ることを目的として、商品開発や売買契約による農産物の栽培に係る経費について助成します。

内容

商品開発

市内産農林水産物を主たる原材料として使用し、農林漁業者と加工または販売を行う事業者が連携して商品開発を行う事業について、事業費20万円以上の事業につき定額20万円を、1補助対象者につき1年度1回まで助成します。

生産確立(契約栽培)

農業者が加工または販売を行う事業者(農業協同組合および農産物等直売所運営団体を除きます。)と1年間以上の農産物の売買契約を締結し、当該農産物の栽培を行う事業について、次の額を、1補助対象者につき1年度売買契約を2回まで助成します。すでに栽培を行っている農産物の場合においては、1年間の栽培延べ面積が10

アール以上増加する場合に限りです。

(1)既存栽培面積の増加(10アール当たり)

【施設栽培】13万円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額

【露地栽培】4万円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額

(2)新規栽培面積(10アール当たり)

【施設栽培】20万円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

【露地栽培】6万円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

補助対象者

共通要件 南房総産ビジネス倶楽部の会員であること。

商品開発 市民、代表者の住所が市内にある団体または所在地が市内である法人。

生産確立 認定農業者または認定就農者。

問 地域資源再生室 ☎33-1073

堆肥利用促進費補助金

堆肥の利用促進による環境保全型農業への移行および農業経営基盤の強化を図るため、市が認定した堆肥生産者の堆肥を購入し使用する場合、当該堆肥の購入費用、運搬費用および散布費用を、一の農地などに係る堆肥購入につき1年度2回まで助成します。

対象(①、②の両方を満たす人)

- ①市内に住所を有し、または本市に農地などを所有する者でその者が耕作する農地などのために堆肥生産者が生産する堆肥を購入する人
- ②堆肥を購入する日以前3箇月以内に、堆肥を使用する全ての農地など(地番ごと)の土壤診断を実施し、診断結果の通知を受領している人

補助対象経費

- (1)バラ売り堆肥：堆肥購入費ならびに委託により実施した運搬費および散布費
- (2)袋売り堆肥：堆肥購入費

補助額

- (1)バラ売り堆肥：1トン当たり4000円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額
- (2)袋売り堆肥：1袋当たり300円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

問 地域資源再生室 ☎33-1073

施設園芸用木質バイオマス 暖房機設置費等補助金

施設園芸農家の化石燃料の価格変動の影響を軽減し経営基盤の安定化を図るとともに、森林資源を効率的にエネルギー利用することで地域森林の環境保全、地球温暖化の防止および木材関連事業の活性化に寄与することを目的として、薪などを使用する施設園芸用の木質バイオマス暖房機の設置費などを助成します。

対象

市内に住所を有し、市内で施設園芸を行う人

補助対象経費

- ①暖房機(薪などを燃料として使用する施設園芸用の暖房器具)の購入費 ※付属部品含む
- ②煙突の購入費 ※付属部品含む
- ③暖房機および煙突の設置工事費
- ④保温カーテン、循環扇、付帯設備の購入費および設置工事費

補助額

補助対象経費の2分の1の額または20万円のいずれか低い額

問 地域資源再生室 ☎33-1073

住宅取得奨励金

安房郡市外からの転入者に200万円!
子育て世帯や若年者に住宅取得奨励金を交付します

最大
200
万円

南房総市では、定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、新築住宅を取得した子育て世帯および若年者に対し住宅取得奨励金を交付しています。

平成31年4月1日以降の新しい制度では、種別Fに「子育て世帯」「多子世帯」を追加し、転入者の定義を「転入日前3年間、南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町の住民基本台帳に記載されたことがない者」とするなどの改正を行いました。詳細についてはお問い合わせください。

問 建設課 ☎33-1101

種別	申請者	業者区分	奨励金額
AA	多子世帯（満15歳以下の子を3人以上持つ世帯）の世帯員	市内建設業者または市内販売業者	100万円
A	子育て世帯（満15歳以下の子を持つ世帯）の世帯員		70万円
B	若年者（満39歳以下の者）		50万円
CC	多子世帯の世帯員	郡市内建設業者または郡市内販売業者	50万円
C	子育て世帯の世帯員または若年者		30万円
D	本市の耐震診断費補助制度を活用し、耐震診断を実施した結果により、住宅を建て替える者（世帯構成・年齢不問）	市内建設業者または市内販売業者	50万円
E		郡市内建設業者または郡市内販売業者	30万円
F	子育て世帯の世帯員、多子世帯の世帯員または若年者であって転入者であるもの		200万円

市内業者…市内に本店を有する建設業者または販売業者

郡市内業者…館山市、鴨川市、鋸南町に本店を有する建設業者または販売業者

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽の
設置費用を補助します

30
万円

市では南房総の海や川の水質汚濁を防ぐため、単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽に付け替える人に、設置費用の一部を補助しています。

なお、平成31年度は、山名川流域の更なる水質保全の推進と合併処理浄化槽の普及を図るため、指定区域（三芳地区の池之内区、中区、御庄区および山名区）に居住する人については、通常の補助金額を引き上げて補助します。

●補助対象者／単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽へ転換する人（新築は対象外）

※市民税などの滞納がある人、別荘として利用する人、または補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手した人などは、補助金の交付対象になりません。

●補助対象建物／住宅（店舗などと併用する場合は、処理対象人員が10人以下のもの）

●補助金額

指定区域以外 300,000円

指定区域※ 444,000円

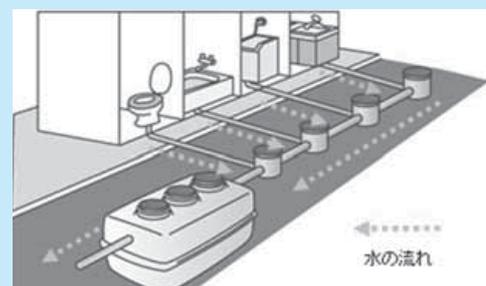
※三芳地区の池之内区、中区、御庄区、山名区

ただし、予算がなくなり次第終了します。

●申請期限／平成32年1月31日（金）

問 環境保全課 ☎33-1053

合併処理浄化槽とは
し尿と生活排水をま
とめて処理する浄化槽の
こと



南房総市職員人事異動

4月から新体制でスタート

南房総市のキャッチフレーズ「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷南房総」の実現を目指し、着実に成果を挙げるため、4月1日付で人事異動を行いました。

■職員人事異動(部長・課長職)

4月1日付()内は異動前

【部長職】

- ▽総務部長 加瀬浩二(保健福祉部長兼福祉事務所長)
- ▽保健福祉部長(兼)福祉事務所長 朝倉和利(総務部参与「安房郡市広域市町村圏事務組合」)
- ▽市民生活部長 奥澤基一(市民生活部市民課(併)固定資産評価審査委員会事務局)
- ▽議会事務局長 石井喜弘(教育委員会事務局教育次長)
- ▽教育委員会事務局教育次長 内藤一浩(教育委員会事務局教育総務課長)

【課長職】

▼総務部

- ▽企画財政課(安房郡市広域市町村圏事務組合)主幹 鈴木一範(市民生活部消防防災課長補佐)

▼市民生活部

- ▽市民生活部市民課長(併)固定資産評価審査委員会事務局書記長 中山泰広(建設環境部建設課長)

▼農林水産部

- ▽農林水産課長 渡邊昭彦(農業委員会事務局局長)

- ▽地域資源再生室長 岩浪正和(教育委員会事務局教育総務課学校再編整備室長)

▼商工観光部

- ▽観光プロモーション課長 小野恵二(農林水産部農林水産課長)

▼建設環境部

- ▽建設課長 平松哲也(建設課長補佐)
- ▽環境保全課千倉衛生センター所長 早川義明(市民生活部市民課白浜地域センター所長)

▼農業委員会事務局

- ▽農業委員会事務局局長 小池照利(会計課副主幹)

▼教育委員会事務局

- ▽教育総務課長(兼)学校給食センター所長 水島孝夫(子ども教育課長)

- ▽教育総務課学校再編整備室長 小高仁(保健福祉部健康支援課長補佐)

- ▽子ども教育課長 宇山英裕(保健福祉部社会福祉課長補佐(兼)係長)

- ▽子ども教育課主任管理主事(兼)課長補佐 国本和昭(千葉県)

■3月31日付退職者(部長・課長職)

【部長職】

- ▽菰岡茂(議会事務局局長)
- ▽和泉澤忠信(市民生活部長)
- ▽川崎浩(総務部長)

【課長職】

- ▽山口正明(建設環境部環境保全課千倉衛生センター所長)
- ▽庄司一夫(教育委員会事務局生涯学習課丸山公民館長(兼)三芳公民館長(兼)三芳農村環境改善センター所長)
- ▽小澤茂樹(農林水産部農林水産課地域資源再生室長)
- ▽安田道明(子ども教育課主任管理主事(兼)課長補佐)
- ▽真木泉(子ども教育課主任指導主事(兼)係長)



行政相談委員を委嘱

3月31日付けで武内章さん、眞田美佐子さん、和泉澤和正さんが退任し、4月1日付けで、次のとおり5人の委員が総務大臣から委嘱されました。任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日です。

4月1日付けで委嘱された委員

〔新任〕

高木 一洋(千倉地区)



高木 一洋
(千倉地区)

〔再任〕

福原 啓夫(富山地区)
中村 和夫(三芳地区)
吉田 幸雄(白浜地区)
眞田 英夫(和田地区)

3月31日付けで退任した委員

武内 章(千倉地区)
眞田美佐子(丸山地区)
和泉澤和正(富浦地区)

行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣から委嘱された民間有識者で、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人が配置されています。

行政相談委員は、総務省と連携を図りながら、皆さんから国の仕事などに関する苦情や意見、要望をお聞きして、公平な立場から相談した人に助言する、関係する行政機関に通知するなどの活動を無報酬で行っています。

4月からの行政相談は、毎月市内2か所で開設します。日時や場所は、広報みなみぼうそう「お知らせ版」をご覧ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

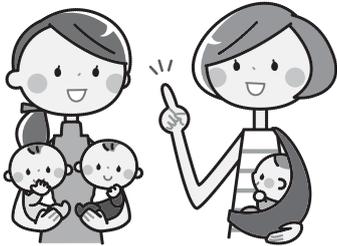
問 総務省千葉行政監視行政相談センター

ター

☎ 043-246-9821

秘書広報課

☎ 33-1002



人権擁護委員を委嘱

市には、法務大臣が委嘱した17人の人権擁護委員がいます。

4月1日付けで新たに6名の人権擁護委員が委嘱されました。

(長年委員を務められた中村勝人委員、座間純委員、大胡晴美委員が退任され、仲山道子委員、庄司節子委員、安西和彦委員が新たに委嘱されました。)

〔新任〕



仲山道子委員
(富山地区)



庄司節子委員
(和田地区)



安西和彦委員
(三芳地区)

〔再任〕



御子神幸藏委員
(三芳地区)



水島純雄委員
(和田地区)



早川紀子委員
(白浜地区)

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

問 市民課 ☎ 33-1051



あれこれ南房総

こんなことがありました。

コミュニティ助成事業で御庄区の神輿を改修

(二財)自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業により、御庄区(三芳地区)の神輿を改修しました。

今回の改修で地域の祭礼を安全に実施できるようになり、今後も祭礼を核とした地域の文化や愛着心、きずなを後世に伝えていくことが期待されます。



市民活動発表会

自主的・自発的な活動の成果を発表

3月23日(土)、市民団体の創意工夫による自主的・自発的な活動を応援する「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」の報告会が開催されました。

成果報告では、キンセンカの6次産業化や障がい者のための房州うちわづくり、高次脳機能障害者の社会復帰・参加支援、体幹トレーニング、安房拓心高校による天然酵母の利用、岩井海岸を資源とした街おこし、童謡の次世代継承など多種多様な発表がありました。

審査委員からは、継続的な活動をするコツや活動の広め方など、各団体へたくさんのエールとアドバイスが送られました。



富山地区の活性化を目指すi.PLANNERの成果発表

ワカメの収穫体験

3月18日(月)に白浜小5年生24人と同幼稚園児10人が、白浜町海女連絡協議会(会長 瀧辺 重房)の協力を得て収穫体験を行いました。今年の1月に種付けた5センチほどの種系が、大人たちの背丈以上に育ったワカメに大感動。

その後ワカメをお湯につけたときの色の変化などを学習し、しゃぶしゃぶや味噌汁などで味わいました。お土産として持ち帰ったワカメは「歯ごたえがあつて、おいしい」と、家族にも好評だったようです。



自分の背より大きくなったワカメの成長にビックリ



茹でると鮮やかな緑色になることを知りました

今月の表紙

3月1日(金)、日枝神社(増間)の境内で稲作などの豊凶を占う歩射(※地上で弓を引くこと)の神事である「御神的神事」が行われました。

御神的は、二人の射手により二十三間半(約43m)離れた鳥居の側から都合36本の矢を射ち、矢の当たり具合で、年間の天候、適種、豊凶を占います。

当日は、地域住民や見学ツアーの参加者など、たくさんの方が訪れました。



多くの方がシャッターを切りました

平成31年度健診(検診)日程

健康だより

問 健康支援課 ☎ 36-1152

総合検診 (集団検診)

	フレッシュ健診	特定健康診査	後期高齢者健康診査	胃がん検診	前立腺がん検診	肝炎ウイルス検診	肺がん検診・結核検診
対象者	20~39歳の南房総市国民健康保険加入者	40~74歳の南房総市国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の男女	50歳以上の男性	過去に市の検診で受けたことがない40歳以上の男女	40歳以上の男女・65歳以上の男女
料金	600円	600円	無料	1,000円	400円	500円	無料
富 浦	とみうら元気倶楽部		9月3日(火)・4日(水)・5日(木)				
富 山	富山ふれあいスポーツセンター		9月18日(水)・19日(木)・20日(金)				
三 芳	三芳保健福祉センター		10月2日(水)・3日(木)・4日(金)・6日(日)				
白 浜	白浜コミュニティセンター		8月20日(火)・21日(水)・22日(木)				
千 倉	千倉保健センター		8月26日(月)・27日(火)・28日(水)・29日(木)・30日(金)・31日(土)				
丸 山	丸山体育館		9月25日(水)・26日(木)・27日(金)				
和 田	和田地域福祉センターやすらぎ		9月10日(火)・11日(水)・12日(木)				

※肺がん検診・結核検診は、検診車が区内の集会場などを回ります。

※フレッシュ健診・特定健康診査および後期高齢者健康診査は8月20日(火)から12月20日(金)まで施設健診も実施します。

各種検診

	大腸がん検診	骨粗しょう症検診	子宮頸がん検診		乳がん検診		成人歯科検診
			集団検診(車)	施設検診	エコー	マンモグラフィ	
対象者	40歳以上の男女	35・40・45 50・55・60 65・70歳の女性	20歳以上の女性		30~39歳までの女性	40歳以上の女性	40・50・60・70歳の男女
料金	300円	300円	頸部のみ 800円 頸体部 1,500円	頸部のみ 1,400円 頸体部 2,500円	700円	900円	800円
富 浦	6月25日(火) 26日(水)	大腸がん検診の容器回収会場を数か所に設置します	とみうら元気倶楽部		事前に申し込んだ医療機関 ●青木医院 ●勝山クリニック ●亀田クリニック ●ファミリークリニック産院たてやま ●亀田ファミリークリニック館山 ●6月1日(土)~2月29日(土)	事前に申し込んだ医療機関 ●安房地域医療センター ●亀田クリニック	指定された医療機関
富 山	6月10日(月) 11日(火)		10月10日(木) 午前	6月17日(月) 午前			
三 芳	7月1日(月) 3日(水)		10月10日(木) 午後	6月17日(月) 午後			
白 浜	6月12日(水) 13日(木)		10月11日(金) 午前	6月17日(月) 午前			
千 倉	6月4日(火) 5日(水) 6日(木)		10月11日(金) 午後	7月2日(火) 午前			
丸 山	6月20日(木) 24日(月)		10月15日(火) 午前・午後	6月27日(木) 午前			
和 田	6月18日(火) 19日(水)		丸山体育館				
			10月16日(水) 午前	6月27日(木) 午後			
		和田地域福祉センターやすらぎ					11月1日(金) ~ 12月28日(土)
		10月16日(水) 午後	6月27日(木) 午前				

1. 年齢は、平成32年3月31日時点の年齢です。(改元の際は、「平成32年」を「新元号の2年」に読み替えてください。)

2. 既に検診の登録をしている人には、検診時期が近くなりましたら検診案内(受診票など)を送ります。

3. 乳がん検診、子宮頸がん検診(施設)は、医療機関によって検診期間が変更になる場合があります。

4. 子宮頸がん検診(検診車で実施する集団検診)は午前中に2地区を巡回する場合があります。

5. 次の人は健康支援課に連絡してください。

(1)がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診を希望する人で、登録申し込みをしていない人。

(2)子宮頸がん検診・乳がん検診の医療機関を変更したい人、子宮頸がん検診の車(集団)検診と施設検診を変更したい人。

(3)生活保護を受給している40歳以上の人で、健康診査(血液検査など)を希望する人。

予防接種で病気を防ごう

～平成31年度 子どもの定期予防接種～

健康支援課
☎36-1152

予防接種は、感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌が作り出す毒素の力を弱めた「ワクチン」を接種して、その病気に対する抵抗力を高めるための予防手段です。

病気の流行を防ぐ

予防接種を受けることで、病気にかかることを防ぐだけでなく、周囲の人への次の感染を防ぎ、その病気が流行することを防ぐことにもつながります。

0歳で受けましょう

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
B型肝炎	3回	生後2か月になったら27日以上の間隔で2回 3回目は1回目から139日(20週)以上あけて接種	1歳未満
ヒブ (※1)	3回	初回：27日～56日の間隔で3回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌 (※1)	3回	初回：27日以上の間隔で3回	生後2か月～5歳未満
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) (※2)	3回	初回：20日～56日の間隔で3回	生後3か月～7歳6か月未満
B C G	1回	5か月～8か月未満	1歳未満

1歳になったら受けましょう

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
麻しん風しん混合 1期	1回	1歳になったら早めに	1歳～2歳未満
ヒブ (※1)	1回	追加：初回3回目終了後、7～13か月の間に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌 (※1)	1回	追加：初回3回目終了後、60日以上かつ1歳以上に1回	生後2か月～5歳未満
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) (※2)	1回	追加：初回3回目終了後、1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
水痘	2回	初回：1歳～1歳3か月の間に1回 追加：初回終了後、6か月～1年の間に1回	1歳～3歳未満

入学するまでに受けましょう

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎 1期 (※3)	3回	初回：3歳になったら6日～28日の間隔で2回 追加：初回2回目終了後、概ね1年後に1回	生後6か月～7歳6か月未満
麻しん風しん混合 2期	1回	4月～6月に1回	小学校就学前1年間

小学生で受けましょう

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎 2期 (※4)	1回	9歳	9歳～13歳未満
二種混合(ジフテリア・破傷風) 2期	1回	小学6年生	11歳～13歳未満

その他

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎 特例対象者 (※5)	1期：3回 2期：1回	<1期> 初回：6日～28日の間隔で2回 追加：初回2回目終了後、 概ね1年後に1回 <2期> 1期追加終了後、概ね5年後	20歳未満
子宮頸がん予防	3回	現在、積極的勧奨を差し控えています。	小学6年生～ 高校1年生相当の女子

(※1) 開始する月齢により接種回数は変わります。

(※2) 三種混合で接種を勧めている人で、4回接種していない人は、健康支援課まで連絡してください。三種混合が終了していて、ポリオが終了していない人は早めにポリオを接種しましょう。

(※3) 希望があれば生後6か月から定期接種として受けることができます。3歳未満で接種を希望される場合は、必要な予診票を送付しますので健康支援課まで連絡してください。

(※4) 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人は、日本脳炎の差し控えの影響を受けたため、9歳から13歳未満であれば、日本脳炎1期も定期接種として受けられます。希望者は健康支援課まで連絡してください。

(※5) 平成17年度から平成21年度にかけて、積極的勧奨が差し控えられていましたが、その後、新たなワクチンが開発され、接種を受ける機会を逃した人(平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれ)を特例対象者として、20歳未満までは無料で接種を受けられます。“全4回の接種”を途中までしか受けていない場合は、不足分の予防接種ができますので、希望者は健康支援課まで連絡してください。

【予防接種を受ける前に知っておいてほしいこと】

1. 「予防接種対象年齢にあるか」「接種間隔は大丈夫か」自分でも確認をしましょう。
2. 予約をして、体調がよいときに接種しましょう。37度5分以上の熱があるときは受けられません。
南房総市の予診票と母子健康手帳を持参しましょう。(母子健康手帳の「予防接種の記録」は唯一の証明になるので大切に保管しましょう。)
3. 里帰りや療養などで市外の医療機関(千葉県内定期予防接種の相互乗り入れ事業以外)で予防接種を希望する場合は、事前に健康支援課へ連絡してください。依頼書を医療機関へ送付します。
4. 長期にわたる疾患で定期接種を受けられなかった場合、接種対象年齢を過ぎても定期接種が実施できるようになりました。詳しくは健康支援課まで問い合わせてください。
5. 定期接種によって重篤な健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。また、任意接種による場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により受けることができます。詳しくは予防接種を受けた医師または健康支援課へ相談してください。
6. 南房総市外に転出した場合、南房総市の予診票で接種できません。転出先の自治体に問い合わせてください。

『**ポイ捨ても 見て見ぬふいも 同じこと**』

平成30年度環境標語コンテスト 最優秀賞
 富山中学校2年(当時) 本山 結さんの作品

PETキャップ総回収量 (平成31年3月1日現在)

累計 40,233 kg 個数 17,300,190 個
 ※平成20年開始からの累計

ペットキャップ運動に、市部ボランティアチーム、三浦企業グループ、アイリスの里、大房岬自然の家、房総の会、南無谷枇杷葉クラブ、松永医院、NPO法人南房総エコネット、根本区、アメリカン電機、セブンイレブン千倉瀬戸浜海岸店、安房拓心高校、市内小中学校が参加してくれました。(順不同)

ほかにもたくさんの市民のみなさんが参加してくれています。ありがとうございます！



千倉中学校の皆さん



三芳中学校の皆さん



白浜中学校の皆さん



千倉小学校の皆さん



富山小学校の皆さん



三芳小学校の皆さん



富浦小学校の皆さん



南三原小学校の皆さん



白浜小学校の皆さん



南小学校の皆さん



PETキャップ
 運動に
 参加してくれて
 ありがとう！



根本区の皆さん



房総の会の皆さん



三浦企業グループの皆さん

ゴールデンウィーク中の「ごみの持ち込み」日程

4月27日(土)から5月6日(月)までの大型連休中のごみの持ち込みについてお知らせします。

※ごみステーションの収集は、家庭に配布した「ごみ収集カレンダー」で収集日をご確認ください。

◆ごみの持ち込み 受付時間

	受付時間	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)
【富浦・富山・三芳地区】 大谷クリーンセンター ☎ 57-2646	8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	休	休	○	○	休	休	休	休	休	○
【千倉・丸山・和田地区】 千倉清掃センター ☎ 44-1263 【白浜地区】 白浜清掃センター ☎ 38-4560	9:00 ～ 11:30	○ 午前 のみ	休	○ 午前 のみ	○ 午前 のみ	○ 午前 のみ	○ 午前 のみ	休	休	休	休

もう一度、家族みんなで確認！資源ごみの出し方ワンポイントレッスン♪

普段、何気なく捨てている「ごみ」の中にも、きちんと分けて出すことで大切な「資源」として、再び生まれ変わるものがたくさんあります。家族みんなでもう一度、「ごみの分け方・出し方」を確認しましょう。

●雑がみ

出せるもの

新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック以外の紙

出せないもの

レシートなどの感熱紙、和紙、シールやシール台紙、カーボン紙、写真、圧着はがき、においのついているもの(洗剤や石けんの箱)、防水加工されたもの(紙コップ、紙皿など)

- ①ヒモで十字にしぼる(高さ40cm以内)か、紙袋に入れ、ヒモでしばって出して下さい。少ない場合は雑誌に挟んで出して下さい。
- ②ビニールなどの紙以外のものは必ず取り除いて下さい。
- ③紙類は水にぬれると資源化できません。雨天の日は、透明または半透明のビニール袋に入れて出すか、次の収集日で出して下さい。
- ④汚れのひどいもの、水に溶ける材質かわからないものは「可燃ごみ」で出して下さい。



※左記のリサイクルマークが目印ですが、必ずしも、「雑がみ」扱いになるものではありません。分からないときには「可燃ごみ」で出しましょう。



十字にしぼります



ビニールははがします



金具ははずします



アビーのつまらないものですが… ②0

南房総市国際交流員

文・訳 アビゲイル・クロッカー



日本の子供たちから習ったこと

私が約2年前に南房総市に来た時から、市内の保育所を訪問し、歌とダンスとゲームを通して子供たちに英語を教えています。私は子供が大好きなので、保育所に行く仕事をいつも楽しみにしています。子供たちと遊ぶのが楽しいだけではなく、日本語を学ぶ者としても子供たちから多くのことを学んできました。例えば、「すべり台」、「ブランコ」、「鉄棒」などの言葉を習いました。また、鬼ごっことかけっこの遊び方も教えてもらいました。

子供たちも自分の言語と住んでいる国のことを習っているところなので、あまりいい先生ではないかもしれませんが。しかし、私は子供たちと日本語の練習をすると勉強になります。なぜなら、私が間違えたら必ずおかしいと言ってくれるからです。例えば、一度3歳の女の子を「彼女」と呼んだら、その子に笑われました。それでは日本では小さな女の子に「彼女」という言葉を使わないと習ったわけです。

学年末には、この一年で知りあった3歳の子供たちに「さようなら」と言って、4月からの新しい子供たちには「はじめまして」と言います。新しい子供たちが私に何を教えてくれるのか、楽しみにしています。

What Japanese Children Have Taught Me

Since I came to Minamiboso almost two years ago, I have been visiting preschools and teaching children English through songs, dances, and games. I really love kids, so visiting preschools is a fun part of my job. Not only are they fun to play with, but as a Japanese-learner I have learned a lot from them. For example, I have learned words like "slide," "swing," and "horizontal bar." They have also taught me how to play "onigokko" and "kakekko."

Because little kids are still learning their own language and even what country they live in, they're not great teachers. But they are excellent Japanese language practice, because if I make a mistake they will definitely tell me. For example, I once called a three-year-old girl "kanojo" and she laughed at me. That's how I learned you can't use "kanojo" for little girls.

With the end of the school year, I say goodbye to my three-year-olds I've known for the past year, and hello to the new ones. I look forward to what the new kids will teach me.

消費相談窓口から⑧

アパート退去時の敷金トラブル

アパートなどを借りる際、借主から大家さんに「敷金」というお金を支払うことがあります。消費者相談窓口には、この敷金に関するご相談も多く寄せられます。

「部屋を出るにあたり、汚れた部屋をきれいにするための費用にあてるからといって、大家さんが敷金を返してくれない」というご相談は特に多くみられます。

使用中に生じるアパートの汚れ破損などについて、「その費用をだれが負担すべきなのか」ということについては、従来から貸主と借主との間で考え方がわかるケースが多くありました。

この点については、行政(国土交通省)からガイドライン(考え方の基準)が示されています。また、一定の考え方を示す裁判例も増えていますので、これらの基準に基づき、話し合いで解決することも可能です。

「部屋の清掃費用にあてるから敷金は全額没収する」

こんな説明に納得できない場合には、信頼できる相談機関に相談してみることがおすすめです。場合によっては、敷金の返還を受けることができるようになるかもしれません。

消費生活相談窓口

市消費生活相談 ☎ 33-4300

10:30～15:30

* 来所による相談を週2回、受け付けています。

詳しくは、広報お知らせ版をご覧ください。

申問 商工課 ☎ 33-1092

県消費者センター ☎ 047-434-0999

9:00～16:30

* 日曜・祝祭日を除く。

全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部からのお知らせ

平成31年度保険料率

平成31年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、本年3月分(4月納付分)より現状の9・89%から9・81%に引き下げることになりました。一方、介護保険料率(全国一律)は、現状の1・57%から1・73%に引き上げとなります。

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆さんの医療費などに基づき、都道府県ごとに設定されています。

協会けんぽ千葉支部では、健診の推進やジェネリック医薬品の使用促進など、医療費の適正化に向けた取組を更に進めていきます。

問 協会けんぽ千葉支部

企画総務グループ

☎043-308-0522

加入者のご家族(被扶養者)へ 特定健診のお知らせ

協会けんぽでは、加入者のご家族(40〜74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しています。

健診費用の一部を協会けんぽが補助します。必ず健診を受診しましょう。

なお、健診受診に必要な受診券は、4

月上旬に加入者ご本人のご自宅へお送りいたします。

【特定健診とは?】

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、身体測定・血液検査・尿検査・問診などです。

【受診方法は?】

健診実施期間へ予約した上で、受診券と健康保険証をお持ちになって受診してください。

【自己負担額は?】

健診機関で受診する場合は1350円(一部機関は370円)、集団健診で受診する場合は370円となる予定です。
※金額は変更になる可能性があります。

【その他】

健診の詳細については、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ千葉支部にお問い合わせください。

また、加入者ご本人(被保険者)には「生活習慣病予防健診」を実施しています。ご案内は勤務先にお送りしています。

問 協会けんぽ千葉支部

健診専用ダイヤル

☎043-308-0525



「狐は稲の神の使い」

第155話
いくいなきんじ
生稲謹爾

昔むかし、長いながい日照りが続いたことがありました。米はもちろんのこと、粟や稗まで、まったく収穫できませんでした。

百姓たちは、木の実や草の実まで食べて、なんとか飢えをしのいでいましたが、とうとう大切に貯えておいた種もみまで食べてしまったのです。

さあ、いよいよ苗代を作るときになりました。しかし、肝心の種もみがありません。百姓たちはみな、途方に暮れてしまいました。

すると、どこからか狐が一匹、稲の穂をくわえて来たのです。そして、一人の百姓の前に置くと、姿を消してしまいました。百姓たちは、その稲穂のおかげで稲作を続けることが出来ました。

狐は、人を化かしたり、にわとりを盗む悪い奴だとばかり思っていました。そのときから、「稲の神の使いだ。田の神の使いだ。」と考え、初午の日になると、狐の好物の油揚げを稲荷様に供えたり、集落中の人が集まって、お籠もりをするようになりました。



■ 住民票などのコンビニ交付サービスを一時休止します

メンテナンス作業のため、次のとおりサービスを休止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

サービス休止日時

4月23日(火) 6:30～23:00

(終日サービスを休止します)

休止するサービス

- 住民票の写しの交付
- 印鑑登録証明書の交付
- 市民税・県民税課税(非課税)証明書の交付
- 戸籍全部(個人)事項証明書の交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 戸籍証明書の利用登録申請

問 市民課 ☎33-1051

■ 工業統計調査へご回答ください

総務省・経済産業省では、2019年6月1日現在で「工業統計調査」を千葉県、南房総市を通じて実施します。



工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的とする重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

5月初旬から6月にかけて調査員が「調査員証」を携行してお伺いしますので、ご回答をよろしくお願ひします。

対象 製造業を営む事業所

調査内容 従業者数、製造品出荷額、在庫額、原材料使用額など

総務省・経済産業省・千葉県・南房総市

統計調査員を随時募集しています

国や県が実施する各種統計調査に従事していただける人を募集しています。

身分 非常勤の公務員という身分です。

報酬 報酬は2～4万円程度です。

期間 任命期間は2か月程度です。

要件 責任を持って調査を遂行できる20歳以上の人

申問 企画財政課 ☎33-1001



今月の掲示板

■ 「外国人おもてなし語学ボランティア育成講座」参加者募集中

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の本県での開催を見据え、外国人観光客などが安心して千葉県に滞在できるよう、おもてなしや異文化コミュニケーションなどを学ぶ「おもてなし講座」を南房総市にて開催します。

映像やグループワーク、簡単な英会話やジェスチャーによるロールプレイなどを通して、あなたも“おもてなしの心”を学びませんか？

詳細は「外国人おもてなし語学ボランティア 千葉県」で検索してください。

と き 7月20日(土) 13:00～16:30

と ころ 丸山公民館

定 員 60人 ※申込多数の場合は抽選で決定

対 象 県内に在住・在勤・在学で15歳以上

※中学生は不可です。

申込方法 県ホームページから申込み、もしくは申込書(ホームページからダウンロード可)を郵送またはファクスしてください。

受付期間 4月8日(月)～5月9日(木) 必着

申問 千葉県県民生活・文化課

〒260-8667(住所記載不要)

☎043-223-4147

FAX 043-221-5858



有料広告

ヤマウチ 館山 齋場

24時間 365日
迅速な対応をお約束します

(有)山内六三郎商店

総合受付 0120-23-4171 〒294-0046 千葉県館山市新宿14
館山 齋場

■ 平成30・31年度 入札参加資格審査申請(随時申請)

市の建設工事、測量・コンサルタント、物品の購入、業務委託の入札に参加するには、「南房総市入札参加業者資格者名簿」に登録されていることが必要です。

市の入札に参加を希望する人は、随時申請の手続きをしてください。

申請方法

「ちば電子調達システム」から電子申請を行い、添付書類を添えて申請書を千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)へ送付します。

申請方法などについては、「ちば電子調達システム」ホームページに掲載されているマニュアルをご覧ください。

申請書類提出先

〒260-0855

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁南庁舎2階

千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)

申請受付期間	名簿登録予定日
平成31年4月1日～4月15日	平成31年6月1日
平成31年4月16日～5月15日	平成31年7月1日
平成31年5月16日～6月17日	平成31年8月1日
平成31年6月18日～7月16日	平成31年9月1日
平成31年7月17日～8月15日	平成31年10月1日
平成31年8月16日～9月17日	平成31年11月1日
平成31年9月18日～10月15日	平成31年12月1日
平成31年10月16日～11月15日	平成32年1月1日

問 管財契約課 ☎33-1022

■ ブロック塀など撤去補助制度

市内の道路に面したブロック塀などの撤去にかかる費用の一部に補助金を交付します。

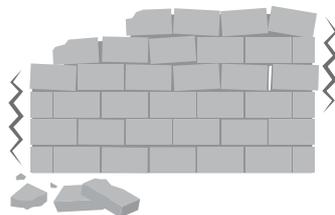
地震時におけるブロック塀などの倒壊による事故の防止および避難経路の確保を目的としています。

補助金額は、撤去するブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額と撤去にかかった費用の少ない方の額の2分の1とし、10万円を限度とします。

補助対象のブロック塀などとなるか事前にご相談ください。

問 建設課

☎33-1101



■ 熊本地震災害義援金

受付期間を平成32年3月31日(火)まで延長します。

【郵便局・ゆうちょ銀行による受付】

口座番号／00130-4-265072

加入者名／日赤平成28年熊本地震災害義援金

※必要な場合は、「受領証希望」と明記

【銀行振込による受付】

①三井住友銀行すずらん支店

口座番号／(普)2787530

②三菱東京UFJ銀行やまびこ支店

口座番号／(普)2105525

③みずほ銀行クヌギ支店

口座番号／(普)0620308

口座名義／日本赤十字社

【市役所窓口での受付】

本庁舎、分庁舎、朝夷行政センターおよび地域センター窓口でも受付をしています。(物品は受付しません。)また、義援金箱も設置していますので、皆様のご協力をお願いします。

※日本赤十字社ホームページからも協力が可能です。

問 日本赤十字社千葉県支部

☎043-241-7531

■ 館山警察署からのお知らせ

市内には富山、伊予ヶ岳、御殿山などの自然を満喫できるハイキングコースが数多くありますが、低山だからとあなどらず、登山届の



提出や事前の準備と慎重な行動をお願いします。

【登山・ハイキング中における注意事項】

- 自分の体調に合わせ、マイペースで歩きましょう。
- 離ればなれにならないよう、グループの先頭と最後尾は指導者(経験者)が歩きましょう。
- 休むときは体が冷えすぎないように注意しましょう。
- 多くの人が使うコースでも、歩きにくい場所があったり、石や岩で転びやすいことがあります。特に、下りは怪我をしやすいので慎重に歩きましょう。
- 山道に迷ったりしないよう、周囲をよく観察しながら歩きましょう。
- 知らない道には入らないようにしましょう。
- 迷ったと思ったら来た道を引き返すなど、落ち着いて行動しましょう。

問 館山警察署 ☎23-0110



めっけたぁ!!おらがの文化財 ③2

～南房総市内の文化財を紹介します～

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2963



平成31年4月11日発行
広報みなみぼうそう4月号

発行
南房総市 〒299-2492
千葉県南房総市富浦町青木28番地

県指定天然記念物

みなみぼうそう じしんりゆうきだんきゆう
南房総の地震隆起段丘

所在地/白浜町根本1457-1(白浜地区)
所有者/三嶋神社



白浜町根本の地震隆起段丘

地震の力を目で学習できる場所

南房総の海岸周辺には、過去の巨大地震によって海岸が隆起した4段の階段状の地形地震段丘を見ることができます。その面は地学的には館山市沼の地名をとって沼I～IV面と呼ばれています。最も高い標高約24mの沼I面は、約6,000年前の地震で海底が隆起した部分で、最も低い標高約5mの沼IV面は、約300年前に発生した元禄地震で隆起したと考えられています。

元禄地震は、元禄16年(1703)11月23日(新暦12月31日)、南房総市白浜町の沖(139.8° E34.7° N)を震源として起こった巨大地震で、伊豆大島や房総半島南部では震度6～7の激しい揺れが襲い、九十九里浜から伊豆半島にかけて津波が押し寄せ、多くの犠牲者が出ました。

この元禄地震で隆起した白浜町根本と館山市浜田の段丘が文化財として指定されています。段丘と併せて附指定された元禄地震以前の絵図「根本・砂取村漁場争論裁許絵図」と地震後に作られた「根本・砂取村絵図」が現在も残されており、写真の場所は、地震以前の絵図に「伊勢船嶋」として描かれた部分で、海中の島が元禄地震で隆起し、陸上の岩となったことを確認できます。

単に地震で隆起した地形のみでなく、隆起の原因となった地震と隆起した範囲を歴史資料から特定できる例は全国的にも珍しく、地形学、地震学的に貴重なものです。

公開

- ・常時公開。
- ・トイレなし/駐車場なし

- ・マナーを守って楽しく見学しましょう。
- ・見学する時は、所有者・管理者の指示に必ず従ってください。

編集
秘書広報課

FAX ☎

0044700
|
2033
|
4100
912

たいせつな人に「ありがとう」を
しっかりと伝えられる時間、空間創りの
ご葬儀をお手伝い致します。

相談無料!もちろん無料でお見積り致します。

ちゅっと遠くても 365日24時間年中無休
君商 館山 花彩館 0120-47-4322
君商 検業

木の家を
つくる
なおす

木組みの家
上棟
しました。

千葉県南房総市
上堀997番2
tel 0470-20-6097
村上建築工房
https://muraken5.com

CASA 141

毎日の生活をもっと楽しく

株式会社 石井工務店 tel.0470-22-3211
SHOWROOM OPEN10:00~17:00 日祝休 casa141.com

森高千里

「この街」TOUR 2019
2019年、森高千里が日本全国、あなたの「街」にお邪魔します。

2019年7月15日(月・祝)
開場 17:00 開演 17:30
全席指定 8,640円(税込)
※4歳以上チケット必要。3歳以下無料
(保護者1名に対し1名まで観覧可)

千葉県南総文化ホール
電話予約
お問合せ 0470-22-1811

有料広告

※広告内容についての問い合わせは広告主へお願いします。